

## 申し合わせ

平成13年1月23日

薬事・食品衛生審議会薬事分科会

当分科会における調査審議方法等について、次のとおり申し合わせる。

1. 医薬品等の承認、再評価等の調査審議において、部会又は調査会(以下「部会等」という。)に、申請者からの依頼により作成された申請資料に著者として名を連ねたもの、医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第2条第3項に規定する治験責任医師、同条第4項に規定する製造販売後臨床試験責任医師、同条第11項に規定する治験分担医師、同条第12項に規定する製造販売後臨床試験分担医師、同令第18条第1項に規定する治験調整医師、治験調整委員会の委員、動物用医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令第2条第3項に規定する治験実施責任者、同条第4項に規定する市販後臨床試験実施責任者、同条第11項に規定する治験担当者、同条第12項に規定する市販後臨床試験担当者、同令第18条第1項に規定する治験調整責任者、医学・薬学・獣医学・生物統計学等の専門家等として申請資料の作成に密接に関与した者(以下「申請資料作成関与者」という。)である委員が含まれている場合には、部会等における審議及び議決は、次によるものとする。
  - (1) 申請者から申請資料作成関与者のリストの提出を受け、これに該当する委員がある場合には、部会長(調査会にあっては、調査会座長。以下同じ。)は、当該品目の審議開始の際、その氏名を報告する。
  - (2) 申請資料作成関与者である委員は、当該品目についての審議又は議決が行われている間、審議会場から退室する。ただし、当該委員の発言が特に必要であると部会等が認めた場合に限り、当該委員は出席し、意見を述べることができる。
2. 医薬品等の承認、再評価等の調査審議において、部会等に、申請者からの依頼によらずに作成された資料であって提出資料として利用されたものに著者又はコントローラーとして名を連ねた者等その作成に密接に関与した者(以下「利用資料作成関与者」という。)である委員が含まれている場合には、部会における審議及び議決は、次によるものとする。
  - (1) 申請者から利用資料作成関与者のリストの提出を受け、これに該当する委員がある場合には、部会長は当該品目の審議開始の際、その氏名を報告する。
  - (2) 利用資料関与作成者である委員は、当該資料については発言することができない。ただし、当該委員の発言が特に必要であると部会等が認めた場合に限り、当該委員は意見を述べることができる。
3. 1の場合の他、申請者との間で、審議の公平さに疑念を生じさせると考えられる特別の利害関係を有する委員は、部会長に申し出るものとする。この場合には、1の(2)と同様とする。
4. 以上の場合においては、その旨を議事録に記録するものとする。

06-6771-6347

# F A X 送 信 票

送信年月日：平成20年 2月 21日 (木)

送 信 先：医薬ヒジランスセンター  
浜 本

(送信枚数：本票含め 2枚)

送 信 元：厚生労働省医薬食品局総務課

担当 菊池

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館

代 表 03-5253-1111 (内線 2714)

ダイヤルイン 03-3595-2377

F A X 03-3591-9044

件 名：

備 考

お世話になっております。  
お電話で御依頼のありました、申し合わせ  
をお送りします。